管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
0820010	学年の始期終期に関する取扱いについて	学校教育法施行規則第57条、第59条、第103条第1項及び第2項、第104条第1項及び第3項 単位制高等学校教育規程第3条	高等学校の学年は4月1日に始まり、3月31日に終わるものとされている。 ただし、学年による教育課程の区分を設けずに教育課程を編成・実施することができる単位制高等学校については、これに拠らず、学期の区分に従い入学させ、又は卒業させることが可能である。		高等学校は4月から翌3月を一学年とすると規定されているが、より多くの留学生や帰国子女を受け入れることができるように、9月から翌8月を一学年とすることを可能とする。	私たちは、日本で初めての全寮制インターナショナルスクールの設立を目指しています。2013年開校予定の「軽井沢インターナショナルスクール」は、高校1～3年生の男女を教育することを目的とする全寮制の高等学校（学校教育法上の一条校）です。同校では、日本人の子女に加えて、アジア諸国からの留学生を積極的に受け入れる予定であり、1学年50名程度の入学者のうち、30～40%程度は留学生となる予定です。周知のとおり、諸外国、特に欧米では、全寮制教育は、知性、倫理観そして独創性を兼ね備えた青少年を育成する教育機関として一定の地位を確保しています。これに加えて、加速度的に進む国際化の動きをうけて、言語が堪能でありつつ、国際的な舞台で活躍する素養を十分に備えた青少年の育成は不可欠であるという社会の要請にこたえるものです。同校の生徒の母集団のうち30%～40%が留学生であることを考えると、四月から翌年三月を学年とする枠組みの中で、生徒の受け入れを行うことは難しく、九月から翌年八月を学年とする教育機関として設立することが望ましいと考えています。また、同校は、国際バカロレア資格の取得を目標として、カリキュラムを構築しています。同資格は、国際的に最も認知度の高い大学入学資格であり、これによってわが国のみならず（わが国では、約3分の1に相当する250の大学で国際バカロレアを入学資格として認定している）、世界中の大学を受験可能となります。この国際バカロレアは認定試験などのスケジュールが、九月から翌年八月を学年とする教育課程を前提として組まれていることも、九月から翌年八月を学年とする教育機関の設立を模索する理由の一つです。	D	－	高等学校においては、多様な生徒の個に応じた教育課程の履修を促進し、生徒の選択の幅を拡大する観点から、学年による教育課程の区分を設けずに教育課程を編成・実施することができる単位制高等学校の制度が設けられている。（学校教育法施行規則第103条第1項） 単位制高等学校においては、教育上支障がないときは、学期の区分に従い、生徒を入学させ、又は卒業させることができる（学校教育法施行規則第103条第2項、単位制高等学校規程第3条）とされており、9月を教育課程の始期とすることは、現行制度でも可能である。 また、学年制の高等学校においては、入学時期は原則4月とされているが、国際化の進展に伴い、帰国生徒等の入学機会の拡大を図る観点から、校長が、特別の必要があり、かつ教育上支障がないと認める場合は、学期の区分に従い、入学を許可し、各学年の課程の修了及び卒業を認めることができることから、生徒を9月に入学させ、8月に卒業させることも現行制度上可能である。			D	－				D	ー			1001010	軽井沢インターナショナルスクール設立財団	東京都	文部科学省
0820020	専修学校の設置認可権者の追加	学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項	専修学校の設置は、私立の専修学校にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。		学校教育法第130条について、私立の専修学校にあっては都道府県知事の認可を受けなければならないとされているが、中核市の独自性を重視し、私立の専修学校にあっては、都道府県知事だけでなく、中核市以上の都市規模を有する都市の市長認可まで広げる。	弊社にて1991年設立・運営中の日本語教育機関NIPPON語学院（財団法人・日本語振興協会B212号認定校）について、世界10ヶ国、340人の留学生を有する政令都市を除く地方最大規模の日本語学校であり、設置者である群馬ﾛｲﾔﾙﾎﾃﾙ（政府登録国際観光ﾎﾃﾙ）は背後に観光地を有する地方都市型ﾎﾃﾙです。本提案は、かような弊社独自のﾎﾃﾙと日本語学校という稀有な特性を活かし、ﾎﾃﾙの中にNIPPON語学院の実質的な一貫校として、実学を旨とする専修学校（仮称NIPPONおもてなし学院）を設立し、国際ﾎﾃﾙ観光分野の発展に資する日本人学生及び留学生の輩出を目的とするものです。地域社会にあって、現在のNIPPON語学院に加えNIPPONおもてなし学院を設置することにより、旧市内最大規模の18歳以上学生学校群となり、量のみならず質的にも地域の経済、社会、文化の振興に貢献し得る、前橋市の地の利を活かした地方都市ならではの「新しい教育の仕組み」になると期待されます。尚、県当局は学校法人立が望ましく株式会社立はご遠慮頂いているとの姿勢です。加えて現行の規制では認可権者の視点が県域であるため、地域の特性を直接的に反映するのが困難であり、認可は計画地である前橋市が適当であると考えます。係る手法は、医学分野であれば医学部と医学部付属病院との必然的な関係にあり、諸外国ではﾎﾃﾙ学校にても合理的な教育ｼｽﾃﾑとして運営されている形であり、脱工業化社会に在って、新しい日本の方向性・「おもてなし文化の輸出」を具現化し、更には、観光立国としての国策に合致するものです。	D	－	現行制度上、専修学校は、学校法人又は準学校法人に限らず、株式会社であっても設置することが可能となっている。ご提案理由にある、専修学校の設置者は学校法人立が望ましい、という規制については、国による規制ではなく都道府県による規制であると考える。 地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、「都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる。」とされているところであり、現行制度上でも、都道府県の判断により専修学校の設置認可を市町村において行うことは可能となっている。その際には、専修学校の設置認可に係る事務を市町村において適切に処理できる体制があること等を確認する必要があると考える。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	係る回答を基に県学事法制課、前橋市政策推進課と会合を持ちました。県は従来通りに、株式会社立専修学校設置は認可しない立場にて、地方自治法第252条の権限移譲も手間、時間、費用に言及、困難であるとの見解でした。一方、前橋市は弊社が設立する株式会社立専修学校の設置に賛同していますが、県より市への権限移譲に期待するのは、県の方針を斟酌すると現実的でないとのことでありました。従って当初の意向通り、専修学校の設置認可権者の追加を強く提案する次第です。「現行規定により対応可能」とのご判断を頂きましたが、上記から、現行規定は形骸化し、有名無実であると認識せざるを得ない状況にあります。	D	－	既に回答したように、専修学校の設置者を学校法人立に限定することは、国による規制によるものではありません。 また、現行制度上、都道府県の判断により、専修学校の設置認可を市町村で行うこととすることも可能となっていますので、本件については群馬県や前橋市とよく話し合っていただくべき問題と考えます。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	再検討要請に対する回答を踏まえ再度、群馬県、前橋市と話し合いました。結果、県より、株式会社立専修学校は認可せず。地方自治法第252条の権限移譲についても、前橋市に働きかけるつもりはない。と提言され歩み寄りは得られませんでした。そうした強硬姿勢に対し、市も疑問を投ずるものの諦念の様相です。弊社の理念は「おもてなしの輸出、留学生の獲得」という国策に則った教育事業であり、地方と国の発展に、少なからず貢献するものと自負致しております。よって、国難の今、行政の現実によりそれが実現しないことは大きな損失であり、高所からのご指導を賜わりながら、ここに改めて、専修学校の設置認可権者の追加を強く提案致します。	D	ー	繰り返しになり大変恐縮ですが、専修学校の設置者を学校法人立に限定することは、国による規制によるものではありません。また、現行制度上、都道府県の判断により、専修学校の設置認可を市町村で行うことは可能ですので、本件については群馬県や前橋市とよく話し合っていただくべき課題であると考えます。		1025010	株式会社 群馬ロイヤルホテル	群馬県	文部科学省
0820030	地方自治体の首長部局が一元的に教育委員会評価を行う	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条	教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条により、毎年、教育長以下事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理執行の状況について、外部の学識経験者の知見も活用しつつ、点検・評価を行うこととされ、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない。		地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条によると教育委員会が（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）を行うこととなっているが、このようなことは首長部局が自主的に行っているため、法律による義務化を廃止していただきたい。	教育に関する事務評価は、首長部局が行ない、教育委員会が重複して行わないこととしたい。現状だと二重行政とも言われかねない状況を生んでしまっている。 これにより、評価の一元化、評価を基にした展開の一元化、省力化を図る。	C	－	首長部局による自治体の施策全般に関する評価の一環として教育委員会自らが評価を行うことは可能であり、ご指摘のような二重行政を必ずしも生じさせるものではない。 なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に定められている点検及び評価等は、政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保のため、独立行政委員会である教育委員会自らが事後にチェックする必要性がある。			C	－				C	ー			1030010	地方行革の会	東京都	文部科学省
0820040	大学獣医学部の設置の認可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」	現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。		平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	（具体的事業の実施内容） 四国には獣医師を養成し感染症等の研究拠点となる大学獣医学部が一つもない。このため、今治新都市に、協力者会議の提唱するコアカリキュラムを実施し、高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成するとともに、大学を核とした製薬・動物関連企業等の立地を促進し、ライフ・イノベーションの拠点都市として、今治市の地域再生を図る。 （提案理由） これまで、必要獣医師数はほぼ充足しているとの農林水産省の見解（直近では「獣医師の需給に関する検討会報告書」（平成19年5月31日））を踏まえ、文部科学省では、獣医関係学部の新増設、入学定員増について抑制方針をとっている。 しかし、平成23年5月に公表された獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の報告書（文部科学省）では、「獣医師に対する社会的・国際的ニーズが供給を上回る状況が明らかとなった場合には、獣医系大学の入学定員の増加や学部の新設等について議論することも必要」とされている。また、同報告書の「獣医学教育を取り巻く状況の変化」の内容のほか、口蹄疫問題や鳥インフルエンザの感染の脅威、東日本大震災の被災地での家畜の扱い等から獣医師不足が顕在化しており、また、OIEからアジア地域の獣医学教育の水準を高めることが日本に求められているなど、社会的ニーズは明らかであると考えられる。 このため、文部科学省に獣医学部の増設を要望したが、農林水産省の先の報告書では、前提条件によって獣医師の需給予測が異なるため、文部科学省としては判断できないとのことであった。一方で、農林水産省から要望があれば獣医学部の増設について前向きに検討するとの回答を文部科学省よりいただいているところである。したがって、文部科学省と農林水産省が連携し、至急獣医師の需要、供給、偏在等に関する調査・検討を行っていただき、その結果、必要性が認められれば獣医学部のない地域に限り、教育水準の高い大学獣医学部の新設を認めることを提案する。 この獣医学部に産業動物・公衆衛生コース、研究者養成コースを設置し、入学定員の地域枠設定や奨学金制度等を組み合わせて四国の家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足を解消するとともに、協力者会議が提唱するコアカリキュラムを導入して、動物伝染病等に迅速かつ的確に対応できる人材を育成するほか、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業の集積等により、新たな生命科学研究拠点を形成する。	F	Ⅲ	文部科学省においては、獣医学教育に関する調査研究協力者会議を開催し、本年3月に報告書を取りまとめたところ。同報告書では、新成長戦略におけるライフ・イノベーションの実現に向けた取組の動向や、報告書で提言された改革の成果を勘案の上、獣医師養成の在り方を引き続き検討することを求めている。これを踏まえ、文部科学省では、引き続き獣医師養成の在り方について検討していくこととしている。 なお、獣医関係学部・学科の入学定員については、獣医師養成が6年間を必要とする高度専門職業人養成であり、他の高度専門職と同様に全国的見地から、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切である。 以上のことから、これまで重ねてご回答申し上げてきたとおり、ご提案について特区制度を活用して実現することは困難であると考える。 なお、調査については、今後、農林水産省において、各都道府県で作成中の産業動物獣医師の確保目標や目標達成のための方策等を盛り込んだ都道府県計画をもとに、データのとりまとめが行われるものと承知している。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本件提案は、貴省の協力者会議が示したコアカリキュラムを導入した水準の高い獣医学部を、地域を限って認めて欲しいという提案であり、まさに時宜にかなっていると思われる。 また、提案に対する回答の措置の分類Fは、「提案の実現に向けて対応を検討」とされているが、実現に向けて、いつを目途に、どのような検討をしていただいているのかご教示いただきたい。	F	Ⅲ	本年3月にとりまとめられた調査研究協力者会議の報告書において、「新成長戦略におけるライフ・イノベーションの実現に向けた取組の動向や、報告書で提言された改革の成果を勘案して、今後の獣医師養成の在り方について、引き続き検討していくことが求められる」とされていることから、文部科学省では、本年秋にも協力者会議を再開し、報告書に提言された共同学部・学科の設置などをはじめとする取組の進捗状況等を検証しながら、獣医師養成の在り方についての検討を進めて参ります。 なお、獣医関係学部・学科の入学定員については、獣医師養成が6年間を必要とする高度専門職業人養成であり、他の高度専門職と同様に全国的見地から、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切です。このため、これまで重ねてご回答申し上げてきたとおり、ご提案について特区制度を活用して実現することは困難であると考えます。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	5月に公表された獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の報告書では、「獣医師に対する社会的・国際的ニーズが供給を上回る状況が明らかとなった場合には、獣医系大学の入学定員の増加や学部の新設等について議論することも必要」とされている。 第19次提案に対する回答でも協力者会議で検討するとされていたが、入学定員増や学部新設等についてどの程度検討がなされたのか、報告書等からは不明である。今秋にも再開される協力者会議において、「コアカリキュラムを実現する獣医学部の地域を限った新設の認可」、すなわち、本件提案を議題の一つとして具体的に検討していただけるのか、また、いつ頃を目途に結論を出される予定か、お伺いしたい。	F	Ⅲ	獣医関係学部・学科の入学定員については、獣医師養成が6年間を必要とする高度専門職業人養成であり、他の高度専門職と同様に全国的見地から、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切と考えております。 文部科学省においては、本年3月の獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の報告書の意見をふまえて、秋にも協力者会議を再開して、引き続き、共同学部・学科の設置などをはじめとする教育改善・充実の進捗状況等を検証しながら、平成24年度中を目処にすみやかに獣医師養成の在り方に係る課題について具体的に検討を進めて参ります。		1033010	今治市、愛媛県	愛媛県	文部科学省 農林水産省
0820050	公立大学法人の業務範囲の拡大（附属学校の設置・運営）	学校教育法第2条、同附則第5条 地方独立行政法人法第21条、第70条	地方独立行政法人法第21条、第70条により、公立大学法人は大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うことそれに附帯する業務以外の業務を行ってはならないとされており、初等中等教育段階の公立学校設置はできない。		公立大学法人が、大学及び高等専門学校以外の学校（附属高校及び中学など）の設置及び管理ができるよう、公立大学法人の業務範囲を拡大する	（提案内容） 現在、兵庫県立大学では平成25年度を目途に公立大学法人への移行について検討を進めているが、公立大学法人は現行の地方独立行政法人法では、附属中高を設置及び管理することはできない。公立大学法人移行後も、これまでと同様の中高大一貫教育を実施するため、公立大学法人による附属中高の設置・運営を目指す。 （提案理由） ・兵庫県には、大型放射光施設SPring-8、X線自由電子レーザー、京速コンピュータ「京」等の世界最先端の研究施設、研究機関が立地し、これらを有効に活用するために産学官が連携した人材や将来の科学技術を担う人材である青少年の育成を推進している。 ・兵庫県立大学においても、これら研究施設の立地する播磨科学公園都市やポートアイランドに理学部や大学院研究科を設置し、先導的・独創的な研究の推進と地域や国際社会で活躍できる人材の育成を目指してきた。 ・加えて、昨今の少子化の進展や理系離れの傾向もあり、大学のみでの教育では限界があることから、附属中学及び高校（以下、「附属中高」という。）を開設し、大学のイニシアチブによる独自のカリキュラムを定め、附属中高からの一貫教育により、将来の科学技術を担うべき人材の育成に力を注いできた。 ・県内に立地する最先端の研究施設を有効に活用し成果を上げていくためには、それらを使いこなせる人材の育成が不可欠であり、大学のイニシアチブのもとに科学技術について少年期から取り組む中高大一貫教育が今後も必要と考えるため、地方独立行政法人法等の改正又は弾力的な運用を求める。	F	Ⅰ	現在、当該中学校及び高等学校は教育委員会の所管となっており、これを公立大学法人の附属学校として運営を行うためには、教育委員会制度の趣旨である中立性、継続性、安定性の関係や、義務教育費の国庫負担との関係、構造改革特区の地域特性の関係など、多岐にわたる課題があり、これらについて、検討を行っていきたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、具体的な検討のプロセス並びにスケジュールを示されたい。	兵庫県立大学では平成25年4月を目途に公立大学法人への移行について検討を進めているので、それまでに諸課題について検討を進めて頂き、本大学の公立大学法人移行時には附属学校の設置・運営ができるようお願いしたい。	F	Ⅰ	検討を開始したところであり、その進捗については、今後、随時報告をしてまいりたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、具体的な検討のプロセス並びにスケジュールを示されたい。	兵庫県立大学では平成25年4月を目途に公立大学法人への移行について検討を進めているので、それまでに諸課題について検討を進めて頂き、本大学の公立大学法人移行時には附属学校の設置・運営ができるようお願いしたい。 また、回答にあるとおり国における検討状況について、随時報告いただきたい。	F	Ⅰ	ご提案については、教育振興基本計画の改定に向けた地方教育行政制度の見直しに関する議論の結果を踏まえ、引き続き1年程度を目途に教育委員会制度や義務教育費国庫負担制度等にかかわる課題について検討を行いたいと考えており、検討状況については逐次報告をしてまいりたい。		1039010	兵庫県	兵庫県	総務省 文部科学省
0820060	公立大学法人（地方独立行政法人）の研究成果を事業化する際の企業への出資規制の緩和	地方独立行政法人法第21条、70条	公立大学法人の行う業務は大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理並びにこれらに附帯する業務に限定されている。		公立大学法人（地方独立行政法人）の出資について、教育研究の更なる活性化を図り、大学の保有する知の還元を促進するため、大学の研究成果を事業化する企業に対し、設立団体が認める場合は、出資可能とする。	①現状 大阪府立大学では、企業への技術移転等により教育研究の成果の社会還元を図っている。 ②問題点 法人が事業実施企業に対し出資することができず、技術移転による教育研究の活性化が図りきれていない。 そもそも、公立大学法人は「教学と経営の両立を図る形で、大学をより競争的、自律的な環境に置き教育研究の活性化を図る趣旨から制度設計した」と国会で述べられているとおり、運営に係る基盤的経費は設立団体が措置し教育研究の確実な実施を担保する一方、自己財源の捻出等、設立団体から離れた自助努力により国公私立を問わない大学間の切磋琢磨が期待されている。しかし、出資については、私立大学のほか国立大学も一定認められているが、公立大学法人は全く認められておらず、研究成果の活用が図りきれていない。 例えば、過去に府立大学が技術開発に関わったガン治療の薬剤につき事業実施企業に出資できていれば、その収益で大学の教育研究の更なる活性化を図ることができた。なお、現在も、製品開発が見込まれている研究がある。 ③解決策 技術移転の際、大学法人から事業実施企業への出資を、当該大学法人の設立団体が認める場合は可能とする。 ④効果 出資については設立団体が行うことは可能だが、法人自らが出資を行うことで、教育研究→事業移転→収益という循環サイクルを確立し、教育研究を活性化する独自財源を確保することができる。 また、国の新成長戦略で産学連携により大学等の研究成果を地域の活性化につなげる取組を進めるとされているが、研究成果の活用には、大学法人自らの財源につながる出資を可能とすることで、インセンティブを働かせることが有効である。	C	－	公立大学の研究成果を地域の活性化につなげていく取組については、技術供与・共同研究・助言等の手段により現在でも可能である。また、公立大学法人が事業実施企業へ直接出資することは認められていないが、設立主体である地方公共団体が出資することができることから、提案の趣旨は実現可能であると考える。 ただし、公立大学法人自ら出資しなければ教育研究活動の推進の妨げになるような具体的な事項があれば、その内容をお聞きした上で、再度検討させていただきたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案における出資は大学法人とその研究成果を事業化する企業との間で行われるべきものであり、そこに府が出資することは想定していない。 更なる教育研究の推進のためには、共同研究等により大学の研究成果を社会に還元するのはもとより、技術移転に伴い法人自らの財源に繋がる事業化企業への出資を可能とし、インセンティブを働かせる仕組みが必要である。 現在、大学で取り組んでいる環境等の高度技術を活用した製品開発が見込まれており、事業化する企業に直接出資できれば研究成果を社会に還元するとともに独自財源の確保に繋がる。	C	－	本提案については、出資に関する設立団体と公立大学法人との関係、技術移転の手法やその実現性など検討すべき事項が多い。 公立大学法人自ら出資するべきとする理由、技術移転の具体的な内容や方法等をお聞きした上で、再度検討させていただきたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	府の出資については、出資による利益を大学法人へ還元するだけでは府への直接的なメリットがなく、手続き面でも予算の議決が必要となり時宜を得た出資ができないため、事実上困難である。独立行政法人である公立大学法人大阪府立大学では、運営費に占める交付金率を第2期中期目標期間中（～平成28年度）に50%とすることをめざして、自主性・自律性の高い経営を行っていくこととしている。法人自ら出資が可能となれば、知的財産の積極的な活用による地域の産業振興への貢献とともに、教育研究を活性化する独自財源を確保することができる。なお、法人ではファイナンス面の審査の充実等様々なリスクヘッジ対策を講じていく計画である。	C	ー	本提案については、出資に関する設立団体と公立大学法人との関係、技術移転の手法やその実現性など検討すべき事項が多い。 公立大学法人自ら出資するべきとする理由、技術移転の具体的な内容や方法等をお聞きした上で、再度検討させていただきたい。 また、出資に際しては、設立団体も含め財政的なリスクを伴うものである。したがって、設立団体が手続面などにおいてどのように関与するかなど更に検討すべき事項があるため、関係省庁と連携を図りながら引き続き検討させていただきたい。		1055010	大阪府	大阪府	総務省 文部科学省
0820070	公立大学法人（地方独立行政法人）が施設整備を行う際の長期借入規制の緩和	地方独立行政法人法	地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。		公立大学法人（地方独立行政法人）の長期借入れについて、施設整備に係る資金需要の平準化を図り、実際に当該施設で教育研究を行う法人自身により柔軟で効果的・効率的な整備が行えるよう、施設整備に関し、設立団体が認める場合は可能とする。	①現状 公立大学法人は長期借入できないため、施設整備の資金需要平準化のため、設立団体が起債等により施設を整備し法人に出資する。 ②問題点 効率的、効果的な整備を行う観点から、民間のノウハウを活用し法人自ら整備することが望ましく、大阪府立大学では法人に代わり長期借入の主体となる特別目的会社（SPC）を設立し、資金需要を平準化している。しかし、SPCは各整備事業ごとに必要で、法人設立に係る事務コストもかかる等課題があり、学生・教職員の命を守る耐震改修促進等の足かせとなっている。 そもそも地方独立行政法人は、必要な行政サービスを効率的、効果的に行わせることを目的に設立されるもので、公立大学法人については「教学と経営の両立を図る形で、大学をより競争的、自律的な環境に置き教育研究の活性化を図る趣旨から制度設計した」と国会で述べられている。しかし、長期借入れについて、私立大学のほか、国立大学でも土地の取得、施設や設備の設置等の目的で認められる一方、公立大学法人は全く認められておらず、教育研究を活性化するための環境整備を行う基盤が十分でない。 なお、国立大学法人の長期借入の対象は順次拡大されており、当初、附属病院整備及び大学等移転事業のみだったが、H17年12月に国立大学の自主的な教育研究環境の整備充実の取組を支援するため、土地の取得、施設や設備の設置等を追加する改正が行われている。 ③解決策 施設整備に関し、公立大学法人の長期借入を、当該大学法人の設立団体が認める場合は可能とする。 ④効果 施設整備につき長期借入ができれば、法人自身による柔軟な施設整備と資金需要の平準化につきコスト削減や手続の簡素化が図られ、必要な研究環境の整備促進により、研究の一層の活性化や安全の確保が容易となる。	C	－	現在でも、公立大学法人の施設整備について、その設立団体からの長期借入により行うことが可能であるが、財務運営の健全性を担保する観点から民間の金融機関等からの長期借入れを行うことはできない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	大学法人が施設整備を行う際、設立団体（地方公共団体）から長期借入をする場合は起債等の手続きが必要となり、機動的で柔軟な整備を行うことが困難であるため、金融機関等からの借入れを可能とされたい。なお、長期借入にあたっては、議会の議決を経て府が認可するといった慎重な手続きを担保することで、設立団体（地方公共団体）や大学法人の財政の健全性は十分確保されると考えている。	C	－	公立大学法人は、その運営に関する経費を自らの収入で賄うことができず、償還財源を自ら調達できない。このため、公立大学法人に長期借入を認めたとしても最終的に設立団体が償還財源を負担しなければならないことから、公立大学法人が「金融機関等」から長期借入を行うことを認めることは適切ではない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	大学法人が施設整備を行う際、設立団体（地方公共団体）から長期借入をする場合は起債等の手続きが必要となり、機動的で柔軟な整備を行うことが困難であるため、金融機関等からの借入れを可能とされたい。長期借入にあたっては、議会の議決を経て府が認可するといった慎重な手続きを担保することで、設立団体（地方公共団体）や大学法人の財政の健全性は十分確保されると考えている。なお、公立大学法人大阪府立大学では、運営費に占める交付金率を第2期中期目標期間中（～平成28年度）には50%とすることをめざして、自主性・自律性の高い経営を行っていくこととしている。	C	ー	公立大学法人は、その運営に関する経費を自らの収入で賄うことは困難である。このため、公立大学法人に長期借入を認めたとしても最終的に設立団体が償還財源を負担しなければならないことから、公立大学法人が「金融機関等」から長期借入を行うことを認めることは適切ではない。		1055020	大阪府	大阪府	総務省 文部科学省
0820080	取得済特許権利用の経済活性化事業	（学校施設の利用について） 学校教育法第137条、学校施設の確保に関する政令第3条、地方自治法第238条の4第7項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項	（学校施設の利用について） 学校の施設は、学校教育上支障のない限り、社会教育その他公共のために利用させることができることとしている。		現在、原発廃止に依る電力の超不足。東日本震災の復興、デフレ経済克服等の諸策が山積している現状ではあるが、政府には財源がない。此の期に於いて当社取得済みの特許権を活用し独占排他的なビジネス、モデル、スキームを確立し全国民が一体となって国難解決に邁進すべき時である。その解決策を提案する。	全国に点在建設済みの小・中・高・大学校数は総数39,083校である。各校の建物の屋上に太陽光発電パネルを設置することによって、約400万kwの電力を得ることが可能であると推定される。（一校あたり100kwとして計算）これらの工事を国民が販売促進用として取得しているポイントを提出していただき、オープン懸賞に準じた方式で賞金を得ることによって、感動感激、スリルを味わうこともでき、夢のあるビジネススキームができる。ただし、現況においては、政府が法案提出準備中の再生可能エネルギー特別措置法の立法が確立しなければ、出力の買取価格も適用期間も償却年月等の詳細が決定せず、本事業の立案は不可能である。よって立法の上で、確実な立案、協議、実行の予定である。したがって提案は趣旨のみ提出し、政府の立法化を眺めつつ、事業形態を定める予定である。ちなみに財源は国民が提出するポイントをPFI方式による形態にする予定である。 ついては、各学校に対し、校舎の屋上に太陽光発電パネルを民間が設置できるようにするとともに、太陽光発電パネルを設置する際に弊害となる建築基準法の各種規制を緩和することを求める。	D	－	（学校施設の利用について） 学校の施設は、学校教育上支障のない限り公共のために利用させることができ、その判断は、各学校を設置する設置者が行うこととなっている。			D	－				D	ー			1060010	福井商工会議所、㈱市姫商事、佐藤電工、中路電設㈱	福井県	文部科学省 国土交通省